

令和3年12月17日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年12月17日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、議案第12号、専決処分の承認について（訴訟上の和解について）の1議案が追加されております。配布及びタブレットに掲載してありますので、ご報告致します。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 兼若 幸一 君・6番 松岡 忠 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひ致します。

まず、12月10日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長（金井 浩三）

お早うございます。

それでは、総務教育常任委員会の結果報告について報告致します。

令和3年12月10日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項、

議案第1号 多度津町監査委員に関する条例の一部改正について

議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第4号 多度津町消防団条例の一部改正について

議案第5号 令和3年度多度津町一般会計補正予算（第4号）

議案第6号 令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）

議案第7号 令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）

議案第8号 令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）

議案第9号 令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議案第10号 物品購入契約の締結について

議案第11号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

審議結果

議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第11号までについて

委員、傍聴議員より、

- 一つ、議案第4号の第18条に「町外へ旅行するときは」とあるが、「旅行」という言葉を使ってもよいのか。「旅行」でなく視察とか出張の方が適当ではないのか。
- 一つ、白方漁港の改修工事が終了するが、漁港近くの江の尻水門からは毎年のように水が入るので改修しないのか。
- 一つ、未来応援給付金事業の補正は5万円の現金と5万円のクーポンのことだと思うが、総理大臣は10万円の現金一括支給も可能と答弁しており、経費も掛かるので多度津も一括支給したらいいのではないのか。
- 一つ、未来応援給付金事業は18歳以下に配ると聞いているが、どういう風になるのか。生活に困っている高校生しかいない家庭も多くあるが、そういう家庭でも申請は来年になるのか。
- 一つ、奥白方住宅の建て替えのための修繕と南鴨住宅の改修工事の補正があるが、町営住宅は戸数も多く、長寿命化計画の中で220万円の修繕料は高額なので、工事の設定単価はどうなっているか詳細を教えてください。今後は工事単価を改善するために同様の工事を同時にすれば安く出来るのではないのか。
- 一つ、防災行政無線の音声聞き取りにくいですが、どういうメンテナンスをしているのか。また、聞き取りにくい場合の電話での問い合わせは可能なのか。
- 一つ、新庁舎への新規の案内標示板は、どこに取り付けるのか。
- 一つ、農地費の工事費713万4千円の補正は、「ため池ハザードマップ」周知看板設置だと聞いているが、詳細を教えてください。また、「ため池」での子供の転落死亡事故が起きないようにしてもらいたい。
- 一つ、全ての「ため池」には柵やフェンスを設置しているのか、また、地区別の数はどうなっているのか。
- 一つ、寄附金の3,020万8千円の補正は、「ふるさと納税」だと思うが、内訳を教えてください。
- 一つ、雑入に広域水道企業団派遣職員人件費1,000万円の補正があるが、何人分の人件費になるのか。また、派遣職員の処遇はどうなっているのか。
- 一つ、雑入のスマート・フードライフ・スタートアップ 支援事業補助金の説明を具体的にしてもらいたい。

- 一つ、都市構造再編集中支援事業で町道71号線のカラー舗装の測量設計料を231万8千円減額するとのことだが、今までの通常カラー舗装以外のところになるのか。また、事業全体での予算はいくらになるのか。
- 一つ、8,500万円のような金額が大きい事業は、町民の安心・安全のために町民体育館や温水プールの吊天井の改修を先に実施してから、次の計画で考えてもらいたい。
- 一つ、町民会館・町民体育館・温水プールの吊天井は、改修の目途が立たないと答弁しているが、リスクが高まる中での今後の運用や方針について聞きたい。
- 一つ、体育施設の改修が財政的に難しい場合は、使用禁止になると思うが、近隣市町との連携を考えるのか。
- 一つ、要・準要保護児童補助費の補正で93万1千円があるが、人数などの内訳を教えてください。
- 一つ、新庁舎への引っ越し費用はどの項目から出るのか、什器が入っても各課ごとに十分なスペースはあるのか。また、町の財政状況が厳しいことを全職員が自覚して、業者任せにせず自分達で運んだり議員に手伝ってもらうなど少しでも削減する方法を考えてもらいたい。
- 一つ、当初は引っ越し時期が5月の連休中ということだったが、1箇月遅れるのは、何が原因なのか。
- 一つ、ホームページ・リニューアルの1,200万円は、業者に委託をするのか。「合田邸」などの情報は担当職員の手作りによって魅力を町内外に発信するものにしてもらいたい。
- 一つ、川西・阿庄線に看板やカラー舗装などを10箇所施工するのは、どこになるのか具体的に教えてください。
- 一つ、まちづくり公社（仮）設立準備委員会に係る報酬や費用弁償などの予算について詳細を教えてください。
- 一つ、まちづくり公社（仮）と町の組織との関連性や将来的にどういう形にしようと考えているのか、また、町が人材をどうやって派遣して町職員がどう関わっていくのか、組織の中身についても観光協会等との関わりを含めて具体的に教えてください。
- 一つ、最近の新規創業者の多くは創業支援補助金を活用しているが、この補助金の活用方法と今後の考え方について教えてください。補助金の目的の達成とは軌道に乗った時点という考えになるのか、初年度のインシヤルコストの一部という考え方で、以降は出さないということになるのか。
- 一つ、創業支援補助金を利用した中に建設業はいるのか。また、創業後のフ

オローは考えているのか。

一つ、補助金が154件と多くあるが、見直しや整理をどのように行っていくのかお聞きしたい。

一つ、将来負担比率がワースト10に入るということは、企業だと債務超過になれば銀行からの借り入れがストップすることになるが、市町村の場合は借り入れが可能なので、財政状況が悪いと地方債などの銀行からの借り入れ利率は高くなるのかお聞きしたい。

一つ、国保会計の一般被保険者療養給付費負担金の補正の1億円があるが、2年度よりも多くなっている理由は何なのか。

一つ、下水道の関係で、葛原の高水親水公園や庁舎前の池の鯉は今後も飼うのか。

一つ、古くなっている下水道のインフラ整備の将来計画は立てているのか。

一つ、什器の搬入はいつ頃になるのか。契約の内容の詳細を教えてください。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、改正前も「旅行」となっており、「職員等の旅費に関する条例の第1条」にも「公務のための旅行」とあるので、適当であると考えている。

一つ、江の尻水門は白方漁港の工事とは関係ないので、今のところ改修する予定はない。

一つ、事務手続きを考えると現金支給が望ましいし、住民からも現金を希望する声が多いが、一括現金支給する理由書を国に提出する必要がある、その内容がまだ示されていないので現時点では難しい。県が県内で使用可能なITを使ったクーポンに代わるものを考えているので、国の動向を見ながら、まずは5万円の現金を早急に支給したい。

一つ、未来応援給付金は15歳以下には児童手当のシステムを使って年内に支給出来るが、高校生しかいない家庭は振込先の確認や申請が必要になるので、来年になる予定である。高校生でも下に児童手当を支給している家庭には早く支給出来る見込みである。

一つ、長寿命化計画の中で取り壊す予定の奥白方住宅に住んでいる住人に用意する部屋の修繕をするもので、老朽化が進んでいたために費用が高くなっており、南鴨住宅の改修工事も設計に基づき施工していたが当初考えていたよりも老朽化が激しく予算不足が判明したため補正したものである。

一つ、今回は緊急的な工事だったが、今後は長寿命化計画の中で長いスパンで考えながら同様の工事をまとめて実施するなど経費の削減をしている

きたい。

- 一つ、防災行政無線が聞き取りにくかったのは、非常に強い風が吹くなど天候や気象状況によるものであり、有事の際には防災メールや広報での周知も考えている。聞き取りにくい地域が多くなれば増設や防災ラジオも考えなければならないが、今のところは現状で対応したい。聞き取りにくい場合の電話対応は可能である。
- 一つ、案内標示板は新庁舎への進入路である元の白井工務店交差点、自動車学校北東角の交差点、堀江高架橋の三差路に設置する予定である。
- 一つ、国庫補助金690万円を活用して町内の「防災重点ため池」に注意看板を設置するもので、町のホームページ上の「ため池ハザードマップ」に繋がるQRコードを付けることにしている。「防災重点ため池」以外の「ため池」でも転落防止の看板の設置を土地改良区と対応したい。
- 一つ、「ため池」は農業用なので、柵やフェンスは全部には設置出来ていない。「防災重点ため池」は46箇所あるが、地区別では白方25、四箇14、豊原7となっている。
- 一つ、寄附金の補正は「ふるさと納税」ではなく、匿名の個人からの寄附が3,000万円と生命保険会社からの寄附が20万8,500円となっている。
- 一つ、派遣職員への給与は一旦町から支払って、あとから広域水道企業団が人件費分を補填しており、今回の補正は誤差の出た全員の差額分になる。多度津からは9名を町職員として派遣している。
- 一つ、スマート・フードライフ・スタートアップ支援事業は、フードロス対策のために補助金を活用してノボリ旗やチラシ・パンフレットを作成して、食品を残さないように呼び掛けたり、飲食店で余分な注文を控えるように啓発をするものである。
- 一つ、カラー舗装の測量設計料の減額は、本通地区の重要伝統的建造物群保存地区の整備の中で、当初は道路の舗装を水路まで含んだ計画にしていたが、水路部分を省くようになったことによるもので、工事全体の予算は公衆トイレを含めて約8,500万円の見込みである。
- 一つ、本通地区は重要伝統的建造物群保存地区指定を目指しているので、今後も有利な補助金を活用して経費削減に努めたい。
- 一つ、町民体育館・町民会館・温水プールは吊天井があって既存不適格とされたので、設計会社には点検しても安全の確約は出来ないと言われており、改修には1施設につき約3,000万円が必要と思われる。町民会館は音響を考えながらの撤去になるので、改修費用の算出が難しいことや町民体育館は耐震不足もあることから財政担当と相談しながら予算を確保したい。

- 一つ、体育施設は安全が担保されていないので現状を見ながら使うことになるが、近隣市町との連携や学校の体育館の活用も考えたい。
- 一つ、要・準要保護児童補助費の補正は新1年生用の給食費を当初予算計上時に失念していたことによるもので、245円の単価で190回の20人分となっている。
- 一つ、引っ越し費用は、4年度の新庁舎建設費から支出する予定で、その準備として各課とも50%削減の目標で書類の整理を職員が行っており、事前に調査した文書量によって課ごとに棚を指定して使用することとしている。なお、職員が事前に荷物の詰込みをすることで費用の削減を考えている。
- 一つ、引っ越し時期は6月上旬を予定しているが、町の財政状況が悪いことを職員も自覚しているので、出来るだけ自分達で運搬することで費用を削減したいと考えている。スケジュールが遅れるのは、竣工後の什器の搬入に1箇月かかることや情報系と電話設備の運用チェックに時間を要したり、落成式をするためである。
- 一つ、ホームページのリニューアルは全部を委託する訳でなく、基礎的な部分は業者に任せるが、仕様などは各課の推進員と相談しながらレイアウトや掲載内容の要望を伝えて構築することになっている。
- 一つ、川西・阿庄線と学校道の交差点部分や高架部分と交差する地点、及びトンネル手前の浜街道との合流点などに交通安全用の路面標示をすることになっている。
- 一つ、まちづくり公社（仮）設立準備委員会の委員の報酬は5千円、費用弁償は2千円で各5名の3回分の開催で計上している。
- 一つ、まちづくり公社（仮）については、令和5年度に独立した組織として当初は町の出資金により一般社団法人で設立して活動したのち、将来的には観光や町おこしなどの団体を統合して、町が51%の株式を持つ形態で運営していくことを考えており、詳細については委員会後のその他報告を予定している。
- 一つ、雇用の創出や経済の活性化などを目的とした創業支援補助金は創業セミナーを通じて3年間で16人程度の人が利用しており、毎年1回～2回の面接をしているので、他の事業者の意見も聞いた上で、一定期間経過後の検証において町内の創業希望者が増加するなど「補助金ありき」ではなくなり、新規創業の機運が醸成されたと判断された場合には廃止や新制度への見直しを検討したいと考えており、議会にも報告したい。
- 一つ、創業支援補助金を活用した中には建設業に類する人は複数おり、創業

後のフォローとしては面接を行ったり、新規創業者同士の互いの仕事の紹介や産業課と面識のある企業への情報提供をしている。

一つ、補助金については地域住民に根差した必要性が高いものは継続するが、新たなものはゼロベースから考えたい。総務課が細部まで確認することは難しいので、各課には十分精査して必要なものだけを計上するように周知している。

一つ、国保会計の一般被保険者療養給付費負担金の補正が、一昨年度よりも多くなったのは、コロナの関係で受診控えや手術の先延ばしが考えられる。

一つ、高水親水公園や庁舎前の池の鯉は水環境創造事業の関係で飼っているが、予算も余り掛かっておらず、再生水については地元と調整しながら経費を削減していく。

一つ、下水道のインフラは更新時期が来ているので、マネジメント計画は立てており、今後も費用対効果を考えながら検討していく。

一つ、什器の搬入については、庁舎の竣工後1箇月を見ている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第11号までの10議案については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他5件の報告があった。

以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告は終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、12月10日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、尾崎 忠義君。

建設産業民生常任委員会委員長（尾崎 忠義）

令和3年12月10日に開催致しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告を致します。

審議事項、

議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について

審議結果、

議案第3号について 委員、傍聴議員より、

一つ、出産育児一時金の加算額が1万2千円とあるが、流産や死産した場合などの条件はどのようになるのか。

一つ、「町長が必要があると認めるとき」とあるが、どのような時が「必要

があると認めるとき」になるのか。
その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
一つ、加算の条件としては妊娠4箇月以降であることや対象期間中であれば正常分娩、帝王切開、流産、早産、死産、人工妊娠中絶も含まれる。
一つ、産科医療保障制度に加入しているほとんどの医療機関で出産すれば、加算対象の「町長が必要があると認めるとき」になるが、加入していない医療機関では該当しない。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第3号については、委員会として原案を可決を致しました。

またその他として、執行部より他2件の報告がありました。

以上であります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町消防団条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7.議案第5号、令和3年度多度津町一般会計補正予算(第4号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8.議案第6号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第 11. 議案第 9 号、令和 3 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算 (第 2 号) を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第 12. 議案第 10 号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第14. 意見書案第1号、離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）の提出についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

なお、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、意見書案第1号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第12号、専決処分の承認について(訴訟上の和解について)を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長(三谷 勝則)

議案第12号、専決処分の承認について(訴訟上の和解について)の提案説明を申し上げます。

平成30年1月11日、町発注の下水道工事に起因して発生した事故にかかる損害賠償請求事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に基づき議会の議決が必要ではありますが、高松地方裁判所から相手方との和解条項(案)が示され、和解の内容については本町に有利なものであり、当該事件について速やかな解決を図るため和解を成立させることが、緊急を要すると判断したため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年12月8日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定より報告し、議

会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、3 ページをご覧ください。

原告は、多度津町内在住の方でございます。

被告は、多度津町と株式会社 誠良興業、株式会社 シューティング・スター・ニシノ、有限会社 七宝警備及び株式会社 葵の工事関係 4 社でございます。

事件名は高松地方裁判所令和元年（ワ）第 377 号損害賠償請求事件で、事件の概要につきましては、平成 30 年 1 月 11 日、町道 262 - 1 号線において町発注の下水道工事施工中に原告が運転する車両が掘削溝の縁に衝突し、掘削溝を飛び越えた衝撃により、原告が負傷し車両が破損した事故について、町及び当該工事関係 4 社を被告として損害賠償を請求する訴えが提起されたものでございます。

続いて、和解の内容につきましては、原告らに対し本件解決金として、被告工事関係 4 社について誠良興業に 116 万 8 千円、シューティング・スター・ニシノに 175 万 2 千円、七宝警備に 146 万円、葵に 292 万円の支払義務があることを認めるとし、町に対しましては、請求を放棄するものでございます。また、原告ら、被告との間には本件に関し、何ら債権債務がないことを相互に確認するもので、訴訟費用は各自の負担とするものであります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 12 号、専決処分の承認についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第12号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

小川 保 君。

議員（小川 保）

9番、小川 保でございます。

今、建設課長から提案理由について、ご説明頂きました。ご苦労様です。

確認です。この本訴訟についての被告5者、もう一度名前を発表して頂きたい
と思います。よろしくお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

本事件の被告は多度津町、株式会社 誠良興業、株式会社 シューティング・
スター・ニシノ。

議員（小川 保）

ニシオですか、ニシノですか。

建設課長（三谷 勝則）

済みません。失礼しました。

株式会社 シューティング・スター・ニシオ・有限会社 七宝警備、株式会社
葵、以上でございます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑がないようですので、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第16. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレ
ットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、
お諮り致します。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調
査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和3年第4回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉会 午前9時45分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和3年12月17日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記